

一般廃棄物処理業許可証

住所 宇部市大字中宇部1734番地3

氏名 有限会社ループ
代表取締役 前田 光男

令和2年6月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 2 年 6 月 5 日

山陽小野田市長 藤田 剛 二

記

- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 許可する区域 山陽小野田市内
- 許可の期間 (自) 令和 2 年 6 月 5 日
(至) 令和 4 年 6 月 4 日
- 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 15 台
- 許可条件
(1)山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。
(2)収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。
(3)事業内容の変更等必要事項が生じたときは直ちに報告すること。
(4)市外の廃棄物を搬入したときは許可を取り消します。